

科目名		民法特殊講義Ⅱ	
担当教員	金 亮 完	科目区分	選択必修科目
開講区分	前期	単位数	2単位
曜日時限	月曜・1時限	開講年次	1年
到達目標	平成32(2020)年4月1日から施行される改正民法の内容を理解するとともに、改正に係る現行規定をめぐる判例・学説の状況を理解する。		
授業概要	<p>この授業では、前期の民法特殊講義Ⅰと併せ、平成29(2017)年5月26日に成立し(同年6月2日公布)、平成32(2020)年より施行される改正民法の概要およびその内容を検討する。</p> <p>周知のように、法務大臣の諮問機関である法制審議会は、平成21(2009)年10月28日総会において、法務大臣の諮問第88号「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」に基づき、民法(債権関係)部会を設置して審議することを決定した。同部会は、平成21年11月24日に第1回会議を開いて以降99回にわたる審議を重ね、平成27年2月10日に開催された第99回会議において「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」を取りまとめた。そして、同要綱案が国会に上程され、平成29(2017)年5月26日に成立した。今回の改正は、民法第3編債権法のうち契約を中心として改正を行ったものであるが、関連する民法第1編総則の規定も改正の対象となっている。本講義では、条文の配列に従い、契約総論・契約各論を扱う。</p> <p>改正民法を検討することは、単に新しい民法を理解することにとどまるものではなく、現行制度の理解を深めることでもある。そして、私人間の法律関係を規律する基本法たる民法を理解することは、現代社会の市民に求められる素養であるといえる。</p> <p>本講義を通じて、民法の理解がさらに深まるとともに、さらに洗練されることを期待する。なお、前期の民法特殊講義Ⅰを履修していない者も受講可能である。</p>		
授業計画			
回数	内 容		
第1回	オリエンテーション(なお、授業計画は進捗状況により前後することがある。)		
第2回	現行法における契約法の問題点		
第3回	契約総論の改正: 契約に関する基本原則 / 契約の成立		
第4回	契約総論の改正: 契約の解除		
第5回	契約総論の改正: 危険負担		
第6回	契約総論の改正: 第三者のためにする契約		
第7回	契約各論の改正: 売買 / 贈与		
第8回	契約各論の改正: 賃貸借①		
第9回	契約各論の改正: 賃貸借②		
第10回	契約各論の改正: 賃貸借③		
第11回	契約各論の改正: 消費貸借 / 使用貸借		
第12回	契約各論の改正: 請負①		
第13回	契約各論の改正: 請負②		
第14回	契約各論の改正: 委任		
第15回	契約各論の改正: 雇用 / 寄託		
準備学習等 (課題・予習・復習・調査等)	事前に配布されるレジュメを通読した上で、分からない箇所や専門用語等があった場合には、可能な限り、自ら調べて理解する努力をし、それでも分からないところがあれば、授業時に質問することが求められる。		
評価方法・基準 ・講評の方法	レポート(50%)、課題や講義時の発言(50%)で評価する。 講評については、メールで個別に対応する。詳細については、授業で連絡する。		
テキスト・参考書	各回にレジュメを配布し、教科書は使用しない。参考書として、以下のものを挙げておく。 筒井健夫・村松秀樹『一問一答 民法(債権関係)改正』(商事法務、2018) 中田裕泰ほか『講義 債権法改正』(商事法務、2017) 潮見佳男ほか『Before/After 民法改正』(弘文堂、2017) 大村敦志ほか『解説 民法(債権法)改正のポイント』(有斐閣、2017) 潮見佳男『民法(債権関係)改正の概要』(きんざい、2017)		

前年度の授業をふまえた今年度の授業方針	前年度の成果を踏まえ、本年度も双方向型の講義を行う。
学生へのメッセージ	双方向型の授業を行うので、受講生は、担当者の質問に対する応答や積極的な発言が求められる。
授業に参考となるサイト	最高裁 HP http://www.courts.go.jp/
関連する画像	
その他・備考	